



The Knights

公共建設工事における再生コンクリート砂の六価クロム溶出試験

昨今、再生コンクリート砂の利用については、原材料中の粘土鉱物や有機成分など、含有成分によっては、六価クロムが土壤環境基準を超える濃度で溶出する恐れのあることが報告されています。

これを受けて、国土交通省から都道府県、政令指定都市に対し、再生コンクリート砂の使用に関して、以下の内容の通り通知*1されています。

- ①国土交通省が発注する公共建設工事の施工において、浸透性を有し、浸透した水が土壤または公共用水域へ拡散するおそれのある箇所に、工作物の埋め戻し材料等として、再生コンクリート砂を使用する際は、六価クロムの溶出試験*2を行い、環境基準に適合する(0.05mg/l以下)ことを確認すること。
- ②各都道府県、政令市、市町村に対しても、①と同様の対応を周知徹底すること。
(この通知に伴い、さいたま市を始め、都道府県、政令市の一部では公共工事請負者等関係者を対象に説明会を開催しています。)
- ③試料には再生コンクリート砂製品を直接使用し、各工事で1購入先あたり1検体の試験を行うこと。
- ④試料の採取は、工事現場で行い、基準値を超える数値が検出された場合は、再生コンクリート砂製品を変更し、再度試料の採取、試験を実施すること。

*1 公共建設工事における再生コンクリート砂の使用に係る留意事項について(通知)平成19年10月11日付 国官技第181号 他

*2 図. <土壤の汚染に係る環境基準に規定される六価クロムの溶出試験の流れ>

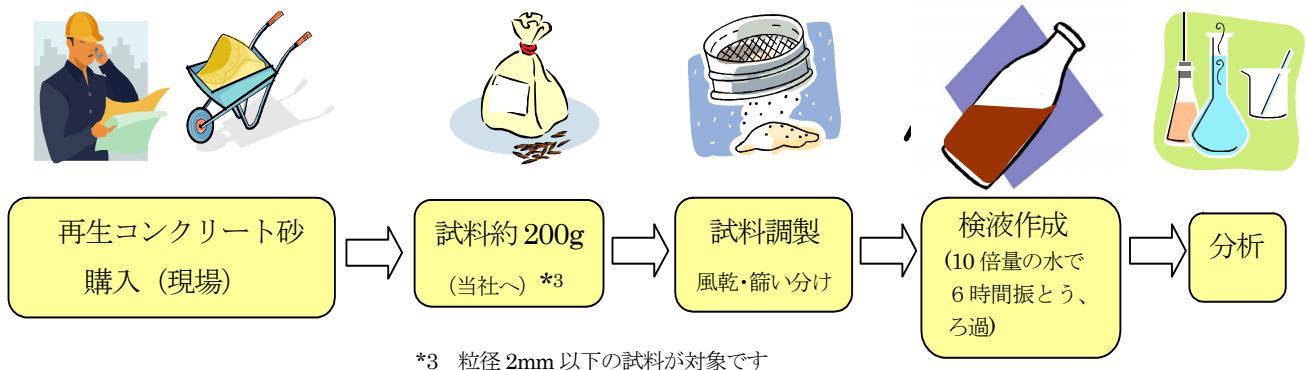


表. 六価クロム化合物の基準値及び当社、報告下限値と計量の方法

項目	基準値(mg/l)	報告下限値(mg/l)	計量の方法
六価クロム化合物	0.05	0.005	JIS K 0102 65.2

土壤の汚染に係る環境基準(平成3年8月23日付け環境庁告示第46号)

結果速報: 試料到着翌日より4営業日

当社では、環境大臣の指定調査機関として、土壤汚染対策法に基づく基準項目など、土壤分析には豊富な経験と実績があります。

詳しくは、当社 分析担当者 **竹下、坂田**(フリーダイヤル **0120-01-2590** 内線**246、273**)まで お気軽にお問い合わせ下さい。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中のPCB分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査

